

### 第3節 屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第32条の3）

#### 1 貯蔵、取扱い場所の明示

境界の明示は、当該少量危険物貯蔵取扱所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う範囲を明確にするもので、周囲の囲い、排水溝、さく、縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。◆

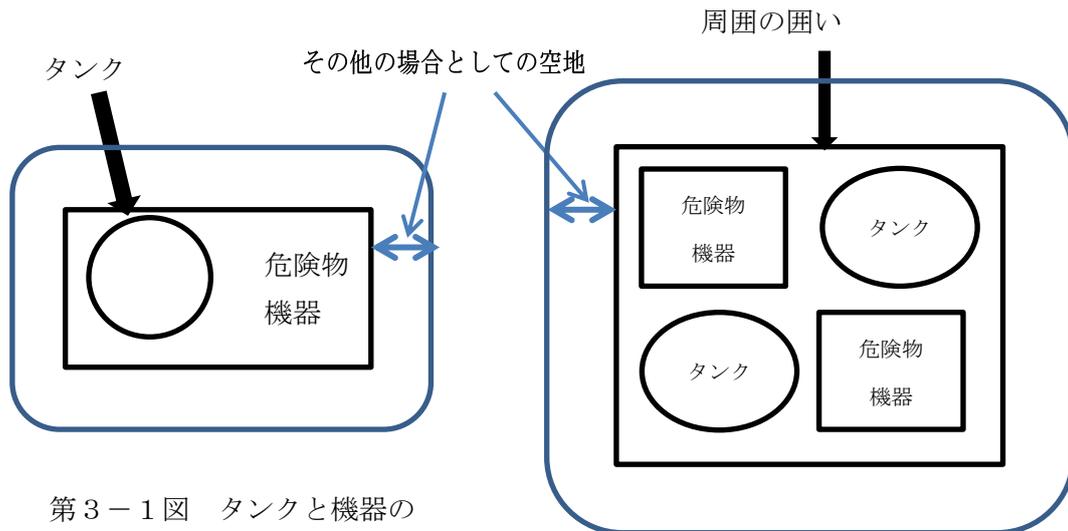
ただし、雨水等により容易に消失するものは不可とする。◆

なお、当該貯蔵、取扱い場所からは、配管その他これに準ずる工作物の設置場所は除かれる。

#### 2 周囲の空地、防火上有効な塀（第2項第1号）

(1) 「危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所」とは、タンクにあってはタンクをいい、その他のものにあっては上記1の範囲をいう。

なお「タンク又は金属製容器」と「その他の場合」が施設内に混在する等、各々別々に当該空地の幅を保有することが適当でないときは、当該施設範囲全体から「その他の場合」の空地を確保すること。（第3-1図、第3-2図参照）



第3-1図 タンクと機器の  
一体構造

第3-2図 タンクと機器が  
混在した施設

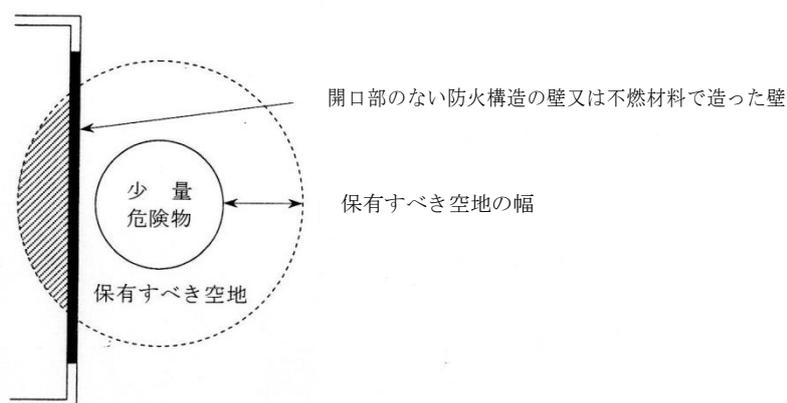
屋外タンクの附属設備としてポンプがあるような場合は、同一施設であるため、当該タンクとポンプの相互間には当該空地の幅を確保する必要はない。

なお、各機器から空地を取る場合は、「貯蔵し、又は取り扱う数量」は施設の貯蔵又は取扱数量ではなく、各機器の貯蔵又は取扱数量とすること。

(2) 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

(3) 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けることはできないが、空地内に植栽を設ける場合は、平成8年2月13日消防危第27号通知によること。

- (4) 設置場所が海、河川に面する等、立地条件が防火上安全な場合は、条例第 35 条の 3 を適用し、空地の幅を減ずることができる。
- (5) 防火上有効な塀は、次による。
- ア 材質は、不燃材料とする。
  - イ 塀の設置範囲については、第 1.1 (1)ア(ア)～(ウ)を準用する。この際、「3 m の離隔距離」とあるのは、「保有すべき空地の幅」と読み替える。
  - ウ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。◆
- (6) ただし書に規定する壁
- 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次による。
- ア 高さは、施設内の各危険物設備の高さ＋火炎高さの 2 倍の高さとする。なお、当該火炎高さは、第 1.1 (1)ア(イ)を準用する。
  - イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする（第 3－3 図参照）。



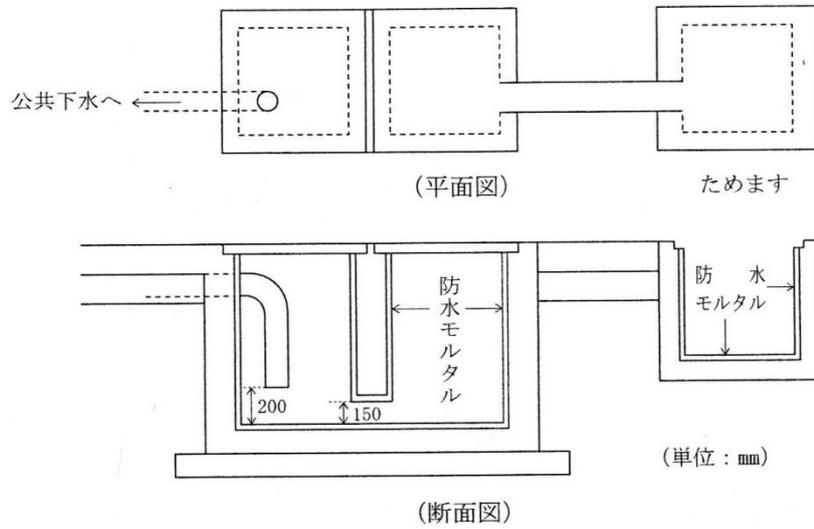
第 3－3 図

### 3 液状の危険物を取り扱う設備（第 2 項第 2 号）

- (1) 囲いの高さは 15 cm 以上とする。
- (2) 囲いは、内部にある最大の設備の容量又は各設備における 1 時間の最大取扱量（最大となる設備）のいずれか大なる量を貯留できるものとする（ためます及び油分離装置の貯留能力を含む。）。
- (3) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、次による。なお、容量は上記(2)による。
- ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝（深さ及び幅は 15 cm 以上）等を設ける場合
  - イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合
  - ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合
- (4) 「危険物が浸透しない材料」には、コンクリート、金属板等がある。

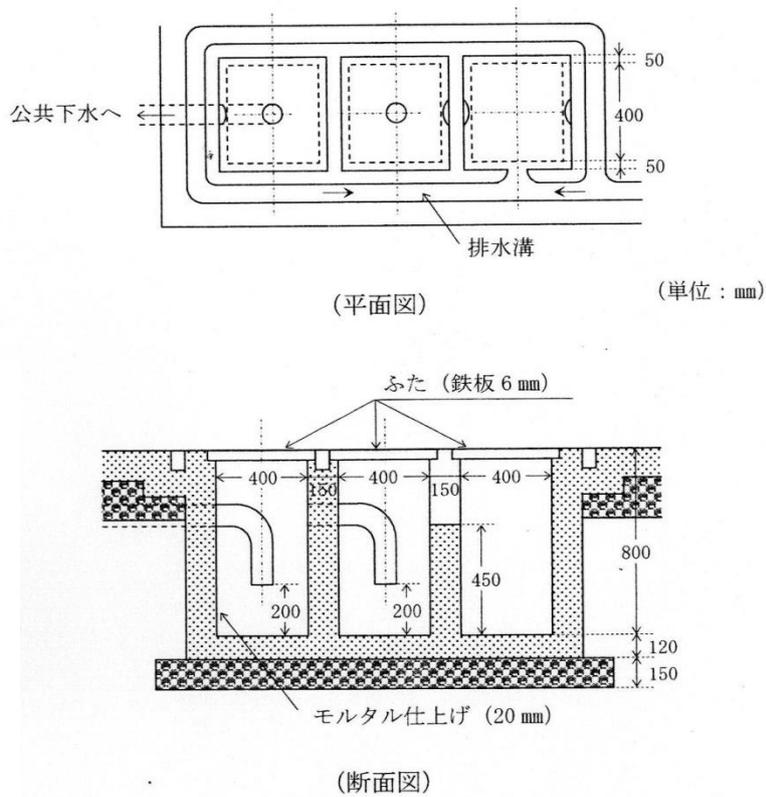
(5) ためます及び油分離装置については、次の例がある。

ア ためますと油分離装置が別々の場合（第3-4図参照）。



第3-4図 ためます及び油分離槽の例

イ ためますを含めた油分離装置の場合（第3-5図参照）。



第3-5図 油分離槽の例

#### 4 架台の構造（第2項第3号）

(1) 当該架台とは、危険物の容器を貯蔵するもので、貯蔵される危険物の容器の下面の地盤面からの高さ（以下、この章において「貯蔵高さ」という。）が、80 cmを超えるものをいう。

ただし、当該高さが80 cm以下のものであっても、同様に指導すること。◆

(2) 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地震動等により座屈及び転倒を生じない構造であることをいう。

なお、地震時における架台の強度等を計算する場合は、平成8年10月15日消防危第125号通知による。

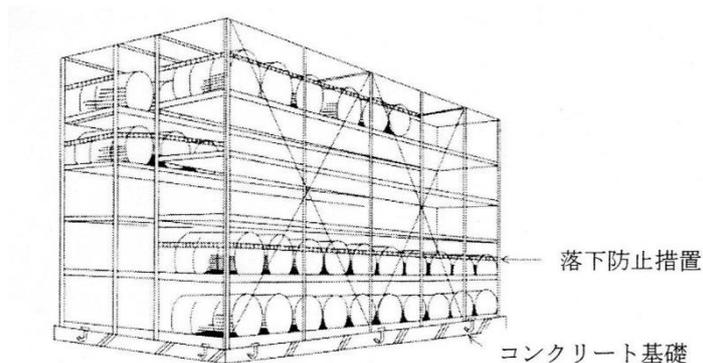
(3) 架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定する。

◆

(4) 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる。（条例第31条第6号による。）（第3-6図参照）

なお当該措置が必要な箇所は、貯蔵高さが80 cmを超える部分とする。

ただし、貯蔵高さが80 cm以下となる部分についても指導すること。◆



第3-6図